

鏡野町子育て短期支援事業

🌸 子育て短期支援事業(ショートステイ)とは

保護者の方が病気や出産、看護、仕事等で、家庭での養育が一時的に困難になった場合に一時的にお子様を児童養護施設等でお預かりし、養育・保護を行う事業です。

🌸 対象児童

町内に住所がある18歳未満の児童



🌸 利用要件

次の理由により家庭において児童を養育できないと町長が認めた場合

- ① 保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の理由
- ② 育児疲れ、育児不安等の身体的または精神上的理由
- ③ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加 等

🌸 利用期間

原則として7日間以内

🌸 利用施設

児童養護施設 立正青葉学園（津山市西寺町77） TEL0868-22-2317

児童養護施設 わかば園（津山市二宮128） TEL0868-28-0610



🌸 1日あたりの利用料

対象児童	世帯の所得区分	費用（1人1日当たり）	
2歳未満児	生活保護世帯	0円	
	市町村民税非課税世帯	母子・父子・養育者家庭	0円
		その他の世帯	1,100円
上記以外の世帯		5,350円	
2歳以上児	生活保護世帯	0円	
	市町村民税非課税世帯	母子・父子・養育者家庭	0円
		その他の世帯	1,000円
上記以外の世帯		2,750円	

🌸 利用ができない場合

- ・ 児童が医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- ・ 児童が感染症の疾病を有し、他の児童に伝染するおそれがあると認められるとき
- ・ 施設の定員超過等により受け入れが困難な場合
- ・ その他、この事業による保護が適切でないとする場合

🌸 **お問合せ先** 鏡野町役場子育て支援課 子育て支援係 電話番号（0868）54-2991